

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準

物的 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 ・毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 ・噴霧機[°]及び散粉機[°] ・真空掃除機 ・防毒マスク及び消火器 ・上記の機械器具等を適切に保管することのできる専用の保管庫[°] <p>※ ◦ は、主要な機械器具(変更時に届出が必要)</p>							
	人的 要件	監督者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>資格の種類</th> <th>提出する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防除作業監督者</td> <td>防除作業監督者(再)講習会 修了者</td> <td>防除作業監督者(再) 講習会修了証書の写 し</td> </tr> </tbody> </table>	名称	資格の種類	提出する書類	防除作業監督者	防除作業監督者(再)講習会 修了者
名称	資格の種類	提出する書類						
防除作業監督者	防除作業監督者(再)講習会 修了者	防除作業監督者(再) 講習会修了証書の写 し						
従事者 研修	<p>ア ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。</p> <p>イ 登録を受けようとする者又は法12条の6第2項の指定団体が実施主体となって定期的に行われるものであること。</p> <p>ウ 研修内容が、 「ねずみ、昆虫等の防除作業に用いられる機械器具、薬剤の種類及び使用方法」 「防除作業の安全及び衛生」 に関するものであること。</p> <p>エ 研修の指導にあたる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。</p> <p>オ 研修時間が年7時間以上であること。</p>							

<p>その他の要件</p>	<p>一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。</p> <p>二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その清掃状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。</p> <p>三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。</p> <p>四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。</p> <p>五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。</p> <p>六 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。</p> <p>七 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <p>八 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
---------------	---

留意事項	<p>ア 建築物ねずみ昆虫等防除業者が行う防除の対象となる「人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみ、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しない。</p> <p>イ 機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出したり、地下に浸透したり、臭気が漏れるおそれのないものであること。 ② 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 ③ 引火事故の起こりにくい構造となっていること。 ④ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。 ⑤ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ⑥ 保管庫は施錠でき、無断で機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。 <p>ウ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① イの①から④までに掲げる要件を満たしていること。 ② 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。 ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。 ⑤ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。
------	---